

### 3 県民経済計算の概念と推計方法

#### [ I 基本勘定 ]

項 目	概 念
1. 統合勘定	財貨及びサービスの取引の結果と所得及び金融資産負債の流れの結果とを統合して記録し、一定期間における経済活動の結果を総括したものである。
(1) 県内総生産勘定 (生産側及び支出側)	<p>県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側から捉えるものであり、勘定の支出側は、県内の経済活動によって生み出された財貨・サービスのうち、最終需要にかかる支出を市場価格によって評価したものが県内総支出である。</p> <p>県内総支出は、民間最終消費支出及び政府最終消費支出（地方政府等に限る。以下、「地方政府等最終消費支出」という。）、県内総固定資本形成及び在庫変動並びに財貨・サービスの移出から控除財貨・サービスの移入を控除したものである。</p> <p>勘定の生産側は、県内の生産活動によって発生した付加価値を市場価格によって評価したものが県内総生産であり、県内総生産は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税から補助金を控除したものである。</p> <p>県内総生産は生産側と支出側で概念上は同額となるべきものであるが、実際にはそれぞれ別の推計方法によっており、これらの推計に用いられる基礎資料が異なるため、推計結果に不一致が生じる。</p> <p>この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に記録し、生産側と支出側をバランスさせる。</p>
(2) 県民可処分所得と 使用勘定	<p>域内で発生する第1次所得に域外からの雇用者報酬の受取（純）と域外からの財産所得の受取（純）並びに域外への生産・輸入品に課される税（中央政府）の支払及び域外からの補助金（中央政府）の受取を加算・減算することによって県民概念の第1次所得バランスが定義され、さらに域外からの経常移転の受取（純）が加わって県民可処分所得となる。</p> <p>県民可処分所得から、民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出を控除したバランス項目が県民貯蓄である。</p>
(3) 資本勘定	<p>資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合したもので、JSNAでは「資本勘定・金融勘定」は、非金融面の資産等の取引による変化を示す「資本勘定」と、金融面の資産等の取引による変化を示す「金融勘定」とに分かれているが、県民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。</p> <p>この勘定においては、「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」側に県民貯蓄と域外からの資本移転（純）を記録し、統計上の不突合が控除される。</p> <p>「資産の変動」側には、総固定資本形成、（控除）固定資本減耗及び在庫変動が記録され、純貸出（+）/純貸入（-）がバランス項目である。</p>
(4) 域外勘定	<p>2011年基準以前における域外の視点に加え、域外の視点から記録されており、JSNAでは経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録する。</p> <p>経常取引は、財貨・サービスの移出（入）に加えて、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府）、財産所得及び経常移転の受払が記録され、支払側の経常収支（域外）がバランス項目である。</p>

借 方	貸 方
<p>(1)～(4)の各勘定については、各生産勘定を統合することによって得られるため、借方及び貸方の項目表示を以て推計方法に代える。          なお、主要系列表で表章される項目の詳細は各系列で解説する。</p>	
1.1 雇用者報酬（県内活動による） 1.2 営業余剰・混合所得 1.3 固定資本減耗 1.4 生産・輸入品に課される税（中央政府・地方政府） 1.5 （控除）補助金（中央政府・地方政府） （合計）県内総生産（生産側）	1.6 民間最終消費支出 1.7 地方政府等最終消費支出 1.8 県内総固定資本形成 1.9 在庫変動 1.10 財貨・サービスの移出入（純） 1.11 統計上の不突合 （合計）県内総生産（支出側）
2.1 民間最終消費支出（1.6） 2.2 地方政府等最終消費支出（1.7） 2.3 県民貯蓄（3.5） （合計）県民可処分所得の使用	2.4 雇用者報酬（県内活動による）（1.1） 2.5 県外からの雇用者報酬（純）（5.2-5.6） 2.6 営業余剰・混合所得（1.2） 2.7 域外からの財産所得（純）（5.3-5.9） 2.8 生産・輸入品に課される税（地方政府）（1.4-5.7） 2.9 （控除）補助金（地方政府）（1.5-5.8） 2.10 域外からの経常移転（純）（5.4-5.10） （合計）県民可処分所得
3.1 県内総固定資本形成（1.8） 3.2 （控除）固定資本減耗（1.3） 3.3 在庫変動（1.9） 3.4 純貸出(+)/純借入(-) （合計）資産の変動	3.5 県民貯蓄（2.3） 3.6 域外からの資本移転（純） 3.7 （控除）統計上の不突合（1.11） （合計）貯蓄・資本移転による正味資産の変動
5.1 財貨・サービスの移出入（純）（1.10） 5.2 雇用者報酬（支払）（2.5+5.6） 5.3 財産所得（支払）（2.7+5.9） 5.4 経常移転（支払）（2.10+5.10） 5.5 経常収支（域外） （合計）支払	5.6 雇用者報酬（受取）（5.2-2.5） 5.7 生産・輸入品に課される税（中央政府）（1.4-2.8） 5.8 （控除）補助金（中央政府）（1.5-2.9） 5.9 財産所得（受取）（5.3-2.7） 5.10 経常移転（受取）（5.4-2.10） （合計）受取

項目	概念
2. 制度部門別所得支出勘定	非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体の制度部門別に作成される。
(1)第1次所得の配分	雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税(控除)補助金及び財産所得が第1次所得として、制度部門に配分される。
雇用者報酬	生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への配分額を指すもので、家計部門の受取にのみ記録される。 県内の生産活動によって発生した雇用者報酬は、県内概念による雇用者報酬として県内総生産勘定に記録されるのに対して、家計に配分される雇用者報酬は、県民概念であり、家計の所得支出勘定に記録される。
営業余剰・混合所得	営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計(個人企業を含む)の三つの部門にのみ発生する。 一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上、財貨・サービスの販売収入では、生産および他の活動にかかる費用をカバーできない生産活動であること、利潤を得ても制度上それを配分できないことから、営業余剰・混合所得は存在しないものとし、政府サービス等の産出額を生産費用の合計額として計測するときには、営業余剰・混合所得を考慮しない。 営業余剰・混合所得は、大きく営業余剰と混合所得に分けられ、営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。 一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録する。
生産・輸入品に課される税(控除)補助金	生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指し、一般政府の受取としてのみ記録する。 大別すると、「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分かれ、前者は、財貨またはサービスの1単位当たりで支払われる税であり、付加価値型税、輸入関税、その他に分かれる。 補助金とは、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるもので、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金であり、一般政府の受取(控除項目)としてのみ記録する。
財産所得	財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」から成る。
(2)財産所得以外の経常移転	移転とは、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨、サービスまたは資産を受け取ることなしに、財貨、サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引として定義される。 このうち、経常移転は、資本移転とはならないすべての移転が含まれる。 すなわち、支払側の資産の処分ではなく、経常的な収入の中から充てられ、また受取側の総資本形成、土地購入又は金融資産形成の源泉とならない移転である。 現物社会移転を除く経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。
所得・富等に課される経常税	主に、家計の所得に課される税、法人企業の利潤に課される税あるいは富に課される税であって、課税期間ごとに定期的に課されるものからなる。 定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は、資本勘定の「資本移転」として記録される。 所得・富等に課される経常税は、源泉所得税、申告所得税、法人税、県民税(所得割・法人税割、配当割、利子割)、市町村民税(所得割・法人税割)、日銀納付金等の「所得に課される税」と、家計の負担する自動車関連諸税、事業税、県民税、市町村民税の個人・均等割等の「その他の経常税」に分かれる。
純社会負担、現物社会移転以外の社会給付	「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払を指す。 「純社会負担」は現実社会負担(家計・雇主)、帰属社会負担(家計・雇主)、家計の追加社会負担の合計から、年金制度の手数料を控除したものである。 現物社会移転以外の社会給付は、現金による社会保障給付、その他の社会保険年金給付、その他の社会保険非年金給付及び社会扶助給付からなる。
その他の経常移転	その他の経常移転は非生命保険取引、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなり、他に分類されない経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれる。
(3)最終消費支出と貯蓄	最終消費とは、各制度単位が財貨・サービスを使い尽くす活動と定義される「消費」のうち、個々の家計あるいは社会全体によってそれらの個別的ないし集会的な必要性と欲求を満足させるために消費される財貨・サービスの価額である。 家計、一般政府(地方政府等)及び対家計民間非営利団体の支払側に最終消費支出が記録され、全制度部門についてバランス項目として貯蓄が定義される。
3. 制度部門別資本勘定	非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体の各制度部門の資本勘定が記録されるもの。 資本移転は、移転を行う方の当事者が(現金または在庫品以外の)資産の処分や(受取債権以外の)金融債権の譲渡によってその資金を得るか、または移転を受け取る方の当事者が(現金以外の)資産を取得することになるか、またはその双方の条件が満たされるような、反対給付のない移転である。

推 計 方 法	資 料
借方（支払）には、最終消費支出、移転項目（財産所得、経常移転等）及び貯蓄が示され、勘定の貸方（受取）には、要素所得としての県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得、移転項目（財産所得、経常移転等）が表示される。	
分配系列で推計した県民雇用者報酬を家計の受取に計上する。	
<p>営業余剰・混合所得…県内要素所得－県内雇用者報酬</p> <p>※県内要素所得…産出額－中間投入－固定資本減耗－（生産・輸入品に課される税－補助金）</p> <p>※営業余剰・混合所得 民間法人企業：非金融法人企業、金融機関  公的企業：非金融法人企業、金融機関  個人企業：農林水産業、その他の産業、持ち家</p>	
<p>国の当該計数に県の分割比率を乗じることにより推計する。なお、資料上の制約により暦年値で代替する。</p> <p>なお、輸入品に課される税・関税の各経済活動への格付けは、その特定化が難しいため一括して欄外処理する。</p>	
分配系列で推計した財産所得の受払を各制度部門に計上する。（企業部門を含む。）	
<p>国税・地方税分：税務関係資料より収入額を計上する。</p> <p>日本銀行納付金：全国値を貨幣受払高の対全国比で分割する。</p> <p>制度部門分割：国の「所得に課される税」制度部門別比率により分割し、非金融法人雇業、金融機関、家計の支払に計上する。受取は一般政府のみとなる。</p>	<p>国税庁資料  税務統計書  内閣府資料  国民経済計算年報</p>
<p>事業実績報告等により県内の収納済額を一般政府、金融機関（年金基金）または雇主部門の受取に計上し、同額を県民ベース転換して家計の支払に計上する。</p> <p>※県民ベース転換比率  …雇用者報酬の県民ベース賃金・俸給／県内ベース賃金・俸給</p>	<p>宮崎労働局資料  国民健康保険事業年報  児童手当事業年報  地方財政状況調査票  厚生年金保険・国民年金事業年報  国税局統計資料  財政収支調査  内閣府資料 など</p>
<p>非生命保険金：生産系列で推計した保険金の合計額を金融機関の支払に計上する。定型保証は、国の保険金額を定型保証サービスの産出額の自県分の対全国比で分轄し、金融機関に計上する。受取は、特定できる場合はその制度部門に計上し、その他は国の制度部門分割比率を準用する。</p> <p>非生命保険純保険料：非生命保険の受取制度部門と同額を支払に計上し、支払制度部門と同額を金融機関の受取に計上する。</p> <p>一般政府内の経常移転：中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの県にも属さない準地域に存在するものとし、準地域（域外）に存在する中央政府及び全国社会保障基金と県内一般政府（県・市町村、地方社会保障基金）との間でなされる経常移転を計上する。</p> <p>その他の経常移転：家計からの仕送りなど、家計調査等で把握できる場合はその数値を計上する。各系列で推計した項目があれば同額を計上する。中央政府等の罰金・延滞金等の受取などは国の当該計数に分割比率（地方財政統計年報等を利用する）を乗じて推計する。</p>	<p>厚生年金保険・国民年金事業年報  経済センサス基礎調査  地方財政統計年報  家計調査  全国消費実態調査  内閣府資料 など</p>
<p>統合勘定における貯蓄投資バランスは「域外に対する債権の変動」であるが、制度部門別勘定においては「純貸出(+)／純借入(-)（土地の購入（純）を含む）」として表章される。</p> <p>また、土地の取引は居住者の間でのみ行われ、県をまたがる土地の売買は金融取引とみなされるため、県内では土地の売却と購入が等しいことから、統合勘定の資本勘定では土地の購入（純）は記録しないが、制度部門別には土地の購入（純）を記録する。</p>	

〔Ⅱ 主要系列表〕

<生産系列>

経済活動別県内総生産（名目・実質・デフレーター）

経済活動別県内総生産（市場価格表示、総（グロス）概念、県内概念）とは、1年間（4月1日～3月31日）の県内各経済部門の生産活動によって、新たに付加された価値の貨幣評価額を経済活動主体別に示したものである。

これは、県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額（生産額）から中間投入額、すなわち物的経費を控除したものに当たる。

なお、これは、県内概念によってとらえられたものであり、県内という行政区域の中で生産活動を行う経済主体が生み出した付加価値であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されるものでも含まれるが、県外からの所得でその源泉が他県内の生産にかかわるものは含まない。

また、県内総生産については、名目値だけでなく実質値も表示する。

項 目	推 計 方 法	資 料
県内総生産	<p>県内総生産＝産出額－中間投入額</p> <p>※基礎データから積み上げて推計する場合には以下を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業内研究開発R&amp;D産出額           <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×研究者・技術者の対全国比</li> </ul> </li> <li>○自社開発ソフトウェア産出額           <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×産出額（自社開発ソフトウェアを除く）の対全国比</li> </ul> </li> </ul> <p>※産出及び中間投入については「Ⅲ 付表」を参照</p>	
1. 農林水産業		
(1) 農業	<p>ア. 産出額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 農業           <ul style="list-style-type: none"> <li>…耕種、畜産、農産加工の品目別合計額</li> </ul> </li> <li>b. 農業サービス業           <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×従業者数の対全国比</li> </ul> </li> </ul> <p>イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率（国値を準用）</p>	生産農業所得統計 経済センサス 内閣府資料
(2) 林業	<p>ア. 産出額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育林業           <ul style="list-style-type: none"> <li>…県産業連関表の「育林」の産出額×（民有林の林野面積／全林野面積）</li> </ul> </li> <li>素材生産業           <ul style="list-style-type: none"> <li>…「木材生産」の産出額×（民有林の林野面積／全林野面積）＋</li> <li>「薪炭生産」産出額＋「栽培きのこ類生産」産出額＋「林野副産物」産出額-狩猟業産出額</li> </ul> </li> <li>狩猟業           <ul style="list-style-type: none"> <li>…種類別捕獲数×販売単価</li> </ul> </li> </ul> <p>イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率（国値を準用）</p>	林業産出額 宮崎県産業連関表 農林業センサス 関係機関資料 内閣府資料
(3) 水産業	<p>ア. 産出額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海面漁業、海面養殖業…漁業生産額</li> <li>内水面漁業、内水面養殖業…数量×販売単価</li> </ul> <p>イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率＋FISIM消費額 中間投入比率は、国値を準用</p>	漁業産出額 漁業経営統計調査 漁業・養殖業生産統計 関係機関資料
2. 鉱業	<p>ア. 産出額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×従業者数の対全国比</li> </ul> <p>イ. 中間投入額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…産出額×中間投入比率（国値を準用）</li> </ul>	経済センサス 内閣府資料
3. 製造業	<p>ア. 産出額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 製造業           <ul style="list-style-type: none"> <li>…（販売電力収入を除く製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋在庫純増）×年度転換比率</li> </ul> </li> <li>b. と畜業           <ul style="list-style-type: none"> <li>…決算書から推計</li> </ul> </li> </ul> <p>イ. 中間投入額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…（原材料使用額等－製造等に関連した外注費－転売商品仕入額）×年度転換比率＋間接費＋政府手数料＋FISIM消費額</li> <li>※間接費…産出額×間接費比率（国値を準用）</li> </ul>	工業統計調査 経済センサス 宮崎県鉱工業指数 製造業部門別投入・産出物価指数 内閣府資料 市町村財政概況 と畜業関係資料

項 目	推 計 方 法	資 料
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業		
(1) 電気業	ア. 産出額 a. 発電部門 …全国発電部門産出額×自県分発電金額／各県発電金額の全国合計 b. 送配電部門 …全国送配電部門産出額×自県分消費電力金額／各県消費電力金額の全国合計  イ. 中間投入額 a. 発電部門 …県発電部門産出額×該当電力会社の発電部門中間投入比率 b. 送配電部門 …県送配電部門産出額×該当電力会社の発電部門中間投入比率	電力調査統計 電気事業便覧 県公営企業会計決算書 市町村財政概況 内閣府資料
(2) ガス・水道業	ア. 産出額 a. ガス業…営業収入 b. 水道業…営業収入－受託工事収益－受水費  イ. 中間投入額…決算書及び関係資料＋FISIM消費額	公営企業会計決算 関係機関資料 市町村財政概況 内閣府資料
(3) 廃棄物処理業	ア. 産出額 …全国値×年度転換比率×（従業者数×1人当たり現金給与の対全国比）  イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率（国値を準用）	経済センサス 第3次産業活動指数 毎月勤労統計調査 内閣府資料
5. 建設業	ア. 産出額 a. 建築工事・土木工事 …建設投資推計額×出来高ベース工事高の対全国比 b. 補修工事 …建築工事・土木工事の産出額×建設補修率 ※建設補修率…建設補修／（建設－建設補修）  イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率（国値を準用）	建設投資見通し 建設総合統計 建設工事施行統計調査 内閣府資料 宮崎県産業連関表
6. 卸売・小売業		
(1) 卸売業	ア. 産出額…全国値×産業別卸売業年間販売額等の対全国比  イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率（国値を準用）	商業統計調査 商業動態統計調査 法人企業統計調査 内閣府資料
(2) 小売業	ア. 産出額…全国値×産業別小売業年間販売額等の対全国比  イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率（国値を準用）	
7. 運輸・郵便業	ア. 産出額 a. 鉄道業…関係資料の積上げ  b. 道路運送業…道路旅客業産出額＋道路貨物輸送業産出額 ○道路旅客業 …自県分営業収益の積上げ ○道路貨物輸送業 …全国値×年度転換比率×輸送トン数の対全国比  c. 水運業 ○外洋輸送業 …全国値×海上出入貨物における外国貿易貨物量（輸出）の対全国比 ×年度転換比率 ○沿海・内水面輸送業 …全国値×（従業者数×1人当たり現金給与の対全国比） ×年度転換比率 ○港湾運送業 …全国値×海上出入貨物量（輸移出＋輸移入）の対全国比 ×年度転換比率  d. 航空運輸業 ○国内線…全国値×（旅客数×空港間キロ数の対全国比）×年度転換比率 ○国際線…全国値×乗客数の対全国比×年度転換比率	関係機関資料 鉄道輸送統計年報 自動車輸送統計年報 第3次産業活動指数 港湾統計年報 航空輸送統計年報 倉庫統計季報 自動車駐車場年報 経済センサス 毎月勤労統計調査 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	資 料
	e. その他の運輸業 ○貨物輸送取扱業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 ○倉庫業 …全国値×普通倉庫の年度平均月末在庫量の対全国比×年度転換比率 ○こん包業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 ○道路輸送施設提供業 ・高速道路、有料道路…道路別料金収入×分割比率 ・地方公共団体有料道路…関係資料の料金収入の積上げ ・路外駐車場…全国値×駐車可能台数の対全国比×年度転換比率 ○その他の水運附帯サービス業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 ○空港施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス …全国値×航空運輸業の対全国比×年度転換比率 ○旅行・その他の運輸附帯サービス …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率+民泊仲介業者への支払(仲介手数料) f. 郵便業…全国値×従業者数の対全国比×年度転換比率 イ. 中間投入額…全国値×中間投入比率(国値を準用)	
8. 宿泊・飲食サービス業	ア. 産出額 a. 飲食サービス業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 b. 旅館・その他の宿泊所 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率(国値を準用)	第3次産業活動指数 経済センサス 毎月勤労統計調査 内閣府資料
9. 情報通信業	(1) 電信・電話業 ア. 産出額 a. 電信・電話業 ○通信業…全国値×電話発信回数の対全国比×年度転換比率 ○電気通信に附帯するサービス業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 b. インターネット附随サービス業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率(国値を準用) (2) 放送業 ア. 産出額 a. 公共放送業 …受信料収入+交付金収入 b. 民間放送業 …放送収入+制作収入+番組販売収入-代理店手数料 c. 有線放送業 …放送収入+施設使用料収入 イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率(国値を準用) (3) 情報サービス業 ア. 産出額 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率(国値を準用) (4) 映像・音声・文字情報制作業 ア. 産出額 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率(国値を準用)	関係機関資料 経済センサス 第3次産業活動指数 毎月勤労統計調査 内閣府資料 関係機関資料 経済センサス 第3次産業活動指数 毎月勤労統計調査 内閣府資料 経済センサス 第3次産業活動指数 毎月勤労統計調査 内閣府資料 経済センサス 第3次産業活動指数 毎月勤労統計調査 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	資 料
10. 金融・保険業	<p>ア. 産出額</p> <p>a. 金融業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本銀行…全国値×従業者数の対全国比</li> <li>○預金取扱機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; F I S I M産出額 &gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間預金取扱機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×県内貸出金残高/全国貸出金残高+全国値× 県内預金残高/全国預金残高</li> </ul> </li> <li>・公的預金取扱残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×県内貸出金残高/全国貸出金残高+全国値× 県内預金残高/全国預金残高</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>&lt;受取手数料&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の預金取扱機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×(県内貸出金残高+県内預金残高) / (全国貸出金残高+全国預金残高)</li> </ul> </li> <li>・公的預金取扱機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×県内貸出金残高/全国貸出金残高</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○その他の金融機関…全国値×従業者数の対全国比</li> </ul> <p>b. 保険業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生命保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間生命保険…全国値×保有契約金額の対全国比</li> <li>・公的命保…全国値×保有契約金額の対全国比</li> <li>○年金基金…全国値×加入者数の対全国比</li> </ul> </li> <li>○非生命保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間非生命保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦損害保険会社、外国損害保険会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>…収入保険料－支払保険金－(積立部分にかかる責任準備金純増－ 財産運用純益)－支払準備金純増額</li> </ul> </li> <li>・火災共済協同組合…関係機関資料</li> <li>・農業共済組合…関係機関資料</li> <li>・農業共済組合連合会…関係機関資料</li> <li>・漁業共済組合…関係機関資料</li> </ul> </li> <li>・公的非生命保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通災害共済事業…地方財政状況調査</li> </ul> </li> <li>○定型保証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国信用保証協会…財務諸表からコスト積上げ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>イ. 中間投入額…産出額×中間投入比率(国値を準用)</p> </li></ul>	<p>内閣府資料 経済センサス 日本銀行統計 関係機関資料 地方財政状況調査</p>
11. 不動産業		
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	<p>ア. 産出額</p> <p>a. 研究開発サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率</li> <li>※広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業も同様</li> </ul> <p>b. 獣医業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×(獣医事従業者数のうち民間団体職員、個人診療施設総数の対全国比)</li> </ul> <p>c. (政府)学術研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…①雇用人報酬+②中間投入額+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税</li> </ul> <p>d. (非営利)自然・人文科学研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比)</li> </ul>	<p>内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス 毎月勤労統計調査 獣医師の届出状況</p>

項 目	推 計 方 法	資 料
13. 公務	<p>産出額 …①雇用者報酬+②中間投入額+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税</p> <p>①雇用者報酬…関係機関決算書から給与、賃金、社会保障雇主拠出金等を計上 ②中間投入額…関係機関決算書から計上 ③固定資本減耗…国提供資料から推計 ④生産・輸入品に課される税…関係機関決算書から計上</p>	<p>関係機関資料 経済センサス 地方財政状況調査 市町村財政概況 内閣府資料 国民経済計算年報</p>
14. 教育	<p>ア. 産出額</p> <p>a. (市場生産者) 教育 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率</p> <p>b. (政府) 教育は「13. 公務」を参照</p> <p>c. (非営利) 教育 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比)</p> <p>イ. 中間投入</p> <p>a. (市場生産者) 教育…産出額×中間投入比率(国値を準用) b. (政府) 教育は「13. 公務」を参照 c. (非営利) 教育…産出額×中間投入比率(国値を準用)</p>	<p>内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス 毎月勤労統計調査</p>
15. 保健衛生・社会事業	<p>ア. 産出額</p> <p>a. 医療業 …保険適用となる傷病治療費×(1+保険外診療比率)</p> <p>b. 保健衛生業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率</p> <p>c. 社会福祉業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率</p> <p>d. 介護 …介護給付・予防給付費用+市町村特別給付費用額+自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>e. (政府) 保健衛生、社会福祉は「13. 公務」を参照</p> <p>f. (非営利) 社会福祉 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比)</p> <p>イ. 中間投入</p> <p>a. 医療業…産出額×中間投入比率(国値を準用) ※保健衛生業、社会福祉業教育も同様</p> <p>e. (政府) 保健衛生、社会福祉は「13. 公務」を参照</p> <p>f. (非営利) 社会福祉…産出額×中間投入比率(国値を準用)</p>	<p>経済センサス 国民医療費 年度統計(社会保険診療報酬支払基金) 後期高齢者医療事業状況報告 第3次産業活動指数 毎月勤労統計調査 介護保険事業状況報告</p>
16. その他のサービス	<p>ア. 産出額</p> <p>a. 自動車整備業 …全国値×自動車保有車両数の自県分の対全国比×年度転換比率</p> <p>b. 機械修理業 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ×年度転換比率 ※会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業も同様</p> <p>c. (政府) 社会教育は「13. 公務」を参照</p> <p>d. (非営利) 社会教育 …全国値×(従業者数×1人当たり現金給与の対全国比) ※(非営利) その他も同様</p> <p>イ. 中間投入</p> <p>a. 自動車整備業…産出額×中間投入比率(国値を準用) ※機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業も同様</p> <p>c. (政府) 社会教育は「13. 公務」を参照</p> <p>d. (非営利) 社会教育…産出額×中間投入比率(国値を準用) ※(非営利) その他も同様</p>	<p>内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス 毎月勤労統計調査 関係機関資料</p>
18. 輸入品に課される税・関税	<p>国の当該係数×経済活動別総生産の対全国比</p>	<p>内閣府資料 国民経済計算年報</p>
19. (控除) 総資本形成に係る消費税	<p>支出系列で推計された総固定資本形成及び在庫変動の仕入れ税額控除できる消費税額の合計値を、同額一括控除する。</p>	

### 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産は、各経済活動別推計した生産者価格表示の産出額から中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計される。

こうして求められた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から、固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産が求められる。

次いで、これから「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を控除して県内要素所得を推計する。さらに、県内ベース雇用者報酬を控除することで営業余剰・混合所得が求められる。

### 県内概念（内ベース）と県民概念（民ベース）

「県内」概念とは、県内の居住か否かにかかわらず、県内という行政区域の中で生産活動を行う経済主体が生み出す付加価値を計測・評価する考え方で、「県民」概念とは、県内に居住する経済主体が付加価値の中から受け取る分配額をベースに計測・評価する考え方で、その経済主体に対する分配額が県の内外いずれかで発生したかは問わない。

### 「総（グロス）」概念と「純（ネット）」概念

県民経済計算の評価方法のひとつで固定資本減耗を付加価値に含んだままの計数を「総（グロス）」概念、含まない計数（中間投入とあわせて産出額から控除）を「純（ネット）」概念と呼ぶ。

建物、設備、機械などの固定資産は、生産の過程において年々減耗するが、この減耗分を評価し、将来の固定資産代替のための費用として評価・計上されるのが固定資本減耗である。

### 市場価格表示と要素費用表示

県民経済計算の評価方法のうち、「市場価格表示」とは、市場で取引される価格で評価表示する方法である。市場価格を構成する内訳は、原材料などの中間投入、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗（固定資産の減耗を補填するための費用）のほか、生産販売購入または使用に際して課せられる税（生産・輸入品に課される税）などからなっている。（補助金は価格の引下げをひとつの目的としているので、生産・輸入品に課される税とは逆の効果をもつ。）

以上について式化すると、

#### 市場価格

$$= \text{中間投入} + \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰} + \text{混合所得} + \text{固定資本減耗} \\ + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

という関係が成立し、市場価格表示の付加価値は、

#### 市場価格表示の付加価値

$$= \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰} + \text{混合所得} + \text{固定資本減耗} \\ + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

と表される。

一方、「要素費用表示」とは、生産主体（個人・法人）が財貨・サービスの生産のために必要な要素（土地、労働、資本）に対する費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び固定資本減耗）によって測定する評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない。

これを式化すると、

#### 要素費用表示の付加価値

$$= \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰} + \text{混合所得} + \text{固定資本減耗}$$

となり、市場価格表示と要素費用表示の差は（生産・輸入品に課される税－補助金）の額に等しい。

<分配系列>

県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得（要素費用表示、純（ネット）概念、県民概念）は、県民概念によってとらえられたものであり県内に居住する経済主体が1年間の生産活動に対し、土地・労働・資本などの生産要素を提供した見返りとして分配を受けた所得として計測される。その生産活動が行われた場所が県内であるか、県外であるかは問わない。

所得をまず機能面からみると、各生産要素である土地・労働・資本などに分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。また、制度主体面からみると、各制度主体別に分配され、家計の雇用者報酬や財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成する。県民経済計算では、これら両者の分類を折衷した分類が採用される。また、県内純生産との関係は、要素費用表示の県内純生産に県外から受け取った純要素所得を加えたものが県民所得の額と等しい。

なお、この系列表は制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによってとらえられる。

項目	推計方法	資料
1. 県民雇用者報酬		
(1) 賃金・俸給	<p>①現金給与                      ア. 農林水産業                      a. 農業                      ○農家…一戸当たり農業雇入費×販売農家戸数                      ○その他…一人当たり雇用者報酬（全国平均）×一人当たり現金給与の対全国比×農業法人雇用者数                      b. 林業                      ○林家…林業の県内純生産額×林野面積の県別個人分割合×雇用労賃率                      ○その他…一人当たり雇用者報酬（全国平均）×一人当たり現金給与の対全国比×林業法人雇用者数                      c. 水産業…水産業の県内純生産額×雇用労賃率                      d. 有給家族従業者の現金給与の加算                      …有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数</p> <p>イ 農林水産業以外の産業                      a. 常用雇用者の賃金・俸給                      …常用雇用者数×常用雇用者一人当たり賃金・俸給                      ※常用雇用者数                      …（雇用者数×二重雇用比率）－臨時・日雇従業者数                      b. 臨時・日雇の賃金                      …雇用者数×一人当たり年間現金給与額</p> <p>②役員報酬                      1人当たり役員給与・賞与×役員数                      ③議員歳費等                      決算書及び財政収支調査より推計                      ④現物給与                      現金給与所得×現物給与比率                      ⑤給与住宅差額家賃                      （1か月1㎡当たり市平均家賃－1か月1㎡当たり給与住宅家賃）×給与住宅数×給与住宅面積×12か月</p>	毎月勤労統計調査 国勢調査 内閣府資料 農業経営統計調査 法人企業統計調査 経済センサス 農林業センサス 財政収支調査 林業経営統計調査 漁業経営調査 関係機関決算書 地方財政状況調査表 住宅・土地統計調査 消費者物価指数
(2) 雇主の社会負担	<p>①雇主の現実社会負担                      関係機関（事業）決算書及び直接照会により計上する。県分を直接把握できない場合は、全国値を従業者数等で按分して推計する。                      ②雇主の帰属社会負担                      ア. 民間分                      熊本国税局管内源泉所得税中の退職所得（民間分）                      × 同源泉所得税額の（県内分/管内分）                      － 年金基金から支給される退職給付金（勤労者退職金共済機構分）                      イ. 政府・政府関係機関分                      財政収支調査による直接照会、または関係機関決算書から計上する。</p>	財政収支調査 宮崎労働局資料等 内閣府資料 厚生年金保険・国民年金事業年報 関係機関決算書
2. 財産所得（非企業部門）	<p>財産所得には「受取」と「支払」があるため、（受取－支払）の結果が財産所得額となる。                      なお、「土地の純賃貸料」のように、「純」と表示されている場合は、（受取－支払）をすでに計算した結果の額であることを示す。</p>	財政収支調査 市町村財政概況 関係機関決算書（県立病院、公営企業、等） 内閣府資料
(1) 一般政府（地方政府等）	<p>・受取…受取利子＋法人企業の分配所得の受取＋保険契約者に帰属する財産所得の受取＋賃貸料の受取                      ・支払…支払利子＋賃貸料の支払</p>	厚生年金保険・国民年金事業年報 地方財政状況調査 国税庁統計年報
(2) 家計	<p>・受取…受取利子＋法人企業の分配所得の受取＋保険契約者に帰属する財産所得の受取＋賃貸料の受取                      ・支払…支払利子</p>	住宅・土地統計調査報告 など
(3) 対家計民間非営利団体	<p>・受取…受取利子＋法人企業の分配所得の受取＋保険契約者に帰属する財産所得の受取＋賃貸料の受取                      ・支払…支払利子＋賃貸料の支払</p>	

項 目	推 計 方 法	資 料
3. 企業所得	<p>営業余剰・混合所得は、生産系列において推計した経済活動別の営業余剰・混合所得を、関係資料を用いて非金融法人企業（民間・公的）、金融機関（民間・公的）、個人企業（農林水産業、その他の産業、持ち家）に分割して求める。</p> <p>企業所得…営業余剰・混合所得＋企業の受取財産所得－企業の支払財産所得</p>	
(1) 民間法人企業	<p>①金融機関 生産系列で推計された金融・保険業の営業余剰</p> <p>②非金融法人企業 営業余剰…生産系列で推計した営業余剰から、推計単位の一一致する金融機関（民間・公的）、公的非金融法人企業、個人企業（持ち家）を控除する。</p>	<p>関係機関決算書 内閣府資料 税務統計書 など</p>
(2) 公的企業	<p>公的企業のうち、金融、非金融ともに決算資料が入手可能なものは決算書及び直接照会により積み上げ、その他は全国値を残高、加入者数、投資額、雇用者数等により分割する。</p> <p>①金融機関 生産系列で推計された金融・保険業の営業余剰</p> <p>②非金融法人企業 営業余剰…決算書、直接照会及び全国値を分割して推計</p>	<p>財政収支調査 関係機関決算書 内閣府資料 市町村財政概況 決算に関する調査</p>
(3) 個人企業	<p>個人企業は家計分との経理が明瞭に区分しがたい面があるため、受取財産所得は営業資産に関して生じたものであっても、最終消費主体としての家計の財産所得とみなし、企業所得には含めない。</p> <p>①農林水産業 農林水産業純生産（要素費用表示）－農林水産業業（内ベース）雇用者報酬 －農林水産業業民間法人企業営業余剰</p> <p>②その他の産業 （1企業当たり混合所得×個人企業数）＋内職混合所得＋兼業混合所得 支払財産所得…利子、賃貸料</p> <p>③持ち家 営業余剰…持ち家帰属家賃×国の営業余剰率</p>	
4. 県民所得（要素費用表示）	<p>要素費用表示の県民所得…県民雇用者報酬＋財産所得（非企業部門）＋企業所得</p>	

<支出系列>

県内総生産（支出側）、県民総所得（名目、実質、デフレーター）

県内総生産（支出側）は、それぞれの経済部門が1年間に財貨・サービスを購入する面（最終生産物に対する支出の面）で付加価値を把握したものである。この財貨・サービスの処分状況は、最終消費支出、総資本形成（投資）、財貨・サービスの移出入の需要項目ごとに大別され、さらに、需要項目の性格別に分類される。以上の項目の合計値に統計上の不具合を加えることによって県内総生産（支出側）が表示され、最後に県外からの所得の純額を加算すると県民総所得となる。

実質化は連鎖方式により行う。基本的には国民経済計算のデフレーター（暦年値）を年度転換し、前年度基準の実質値、前年度基準の実質額の対前年度増減率を求めた後、推計開始年次（H23年度）の名目額に順次乗じることによって連鎖方式の実質額を求める。

主要系列表に掲載するデフレーターは、実質額を求めた後、それによって名目額を除することで得たものであり、インプリシットデフレーターと呼ばれる。

項 目	推 計 方 法	資 料
1. 民間最終消費支出	民間最終消費支出…(1)家計最終消費支出 + (2)対家計民間非営利団体最終消費支出	
(1)家計最終消費支出	(A)【県の一世帯あたり支出額】（後述の直接推計D2分を控除） ・「二人以上の世帯」「単身世帯」について、それぞれ1か月間の支出額（県及び国）を求める。 なお、「二人以上の世帯」は世帯人員数により消費額が異なるため、必要に応じ調整を行う。 (B)【世帯数の推計】 ・「二人以上の世帯」「単身世帯」の世帯数を推計する。 (C)【直接推計項目】 直接推計項目であるD1+D2を推計する。 D1…全国消費実態調査で補足していない項目 生命保険サービス、年金基金サービス、証券手数料、FISIM D2…全国消費実態調査で的確に把握できないと考えられる項目） 家賃、非生命保険サービス、自動車購入額、医療費及び介護費の自己負担分 消費支出額…(A)×(B)+(C) (D)【県の13目的別消費支出額】 以上で求めた消費支出額について、県と国の消費支出額割合（県/国）を求め、国の13目的別消費支出額を民ベース転換したものに乘じることで、県の13目的別消費支出額を推計する。	全国消費実態調査 全国家計構造調査 国勢調査 内閣府資料 住宅・土地統計調査報告 建築着工統計調査報告 消費者物価指数 建築動態統計調査報告 建築物滅失統計調査報告 国民経済計算年報 など
(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	対家計民間非営利団体最終消費支出 …「非市場生産者（非営利）」部門の産出額 －財貨・サービスの販売 －自己勘定総固定資本形成（R&D）	生産系列から
2. 地方政府等最終消費支出	・地方政府等最終消費支出 …非市場生産者（政府）部門の産出額（地方政府等） －財貨・サービスの販売（地方政府等） －自己勘定総固定資本形成（R&D）（地方政府等） ＋現物社会移転（市場産出の購入）（地方政府等）  財貨・サービスの販売（各種手数料収入）は生産系列で推計した数値を計上する。  ・自己勘定総固定資本形成（R&D）（地方政府等） …国における一般政府のR&D×非市場生産者（政府）の産出額割合  現物社会移転は分配系列で推計した数値のうち地方政府等分を計上する。	国民経済計算年報 学校基本調査 教科書定価表 関係機関照会資料 など

項目	推計方法	資料
3. 県内総資本形成	総資本形成…(1)総固定資本形成+(2)在庫変動	
(1)総固定資本形成	<p>総固定資本形成 …①民間(ア.住宅+イ.企業設備) +②公的(ア.住宅+イ.企業設備+ウ.一般政府)</p> <p>①民間(民間総固定資本形成) ア.住宅 民間住宅投資額…民間住宅【改装・改修以外】(国の当該計数×居住用年度計工事費(出来高ベース)の対全国比) +民間住宅【改装・改修】×民間建築住宅維持・修繕工事費の対全国比</p> <p>イ.企業設備 a.製造業 …有形固定資産取得額+建設仮勘定の対全国比 b.製造業以外 …国の総生産に対する民間企業設備(製造業を除く)投資額の比率×県の総生産額 c.上記以外に、育成生物資源、コンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D並びに娯楽作品原本について推計した数値を計上する。</p> <p>②公的(公的総固定資本形成) ア.住宅 関係機関の決算書等から計上 イ.企業設備 関係機関の決算書等から計上した投資額にコンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D分並びに娯楽作品原本を加算する ウ.一般政府(中央政府等・地方政府等) 関係機関の決算書等から計上した投資額にコンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D分を加算する</p>	<p>関係機関照会資料 国民経済計算年報 建設総合統計年度報 地方財政統計年報 工業統計 内閣府資料 財政収支調査 市町村財政概況 産業連関表 経済センサス など</p>
(2)在庫変動	<p>在庫変動 …民間企業の在庫変動+公的部門の在庫変動</p> <p>(A)国の名目在庫残高比率 …国の名目在庫残高/国の名目産出額 (B)自県の名目在庫残高(年度末) …自県の名目産出額(生産系列から)×(A) (C)自県の実質在庫残高 …(B)/在庫残高デフレーター(年度末) (D)自県の実質在庫変動(フロー) …年度末実質在庫残高-前年度末実質在庫残高 (E)自県の名目在庫変動(フロー・在庫品評価調整後) …(D)×在庫変動デフレーター(年度平均)</p>	<p>国民経済計算年報 内閣府資料 生産系列から</p>
4. 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合	<p>財貨・サービスの移出額…産出額×移出率 + (非市場生産者(政府)の産出額(中央政府等) - 財貨・サービスの販売(中央政府等) - 自己勘定総固定資本形成(R&amp;D)(中央政府等) 移出率…産業連関表の各部門の移出額/生産額</p> <p>財貨・サービスの移入 …(中間投入額+民間最終消費支出+地方政府等最終消費支出+総資本形成)×移入率 移入率 …産業連関表の各部門の移入額/(中間需要額+移出額を除く最終需要額)</p> <p>統計上の不突合 …県内総生産(生産側)- (民間最終消費支出+地方政府等最終消費支出+総資本形成+移出入(純))</p>	<p>宮崎県産業連関表 生産系列から 分配系列から</p>
5. 県内総生産(支出側)	<p>県内総生産(支出側) …民間最終消費支出+地方政府等最終消費支出+総資本形成+移出入(純) +統計上の不突合</p>	
(参考) 域外からの所得(純)	<p>域外からの所得(純) …県民所得(要素費用表示)-県内純生産(要素費用表示)</p>	
(参考) 県民総所得	<p>県民総所得…県内総生産(支出側)+域外からの所得(純)</p>	

【Ⅲ 付表】

付表は、県民経済計算における主要な項目について、さらに詳細な内容や内訳を示すものである。

項 目	概 念
1. 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）	<p>経済活動別に、生産者価格表示の「産出額」「中間投入額」及び「付加価値額」（産出額－中間投入額）が表章される。</p> <p>さらに付加価値（生産者価格表示の県内総生産）から「固定資本減耗」と「生産・輸入品に課される税－補助金」を控除して「県内要素所得」を求める。県内要素所得は、生産要素を提供した経済主体に報酬として分配される。すなわち、労働に対する報酬として家計に県内雇用者報酬が分配され、企業経営に対する報酬として営業余剰・混合所得が分配される。</p>
産出	<p>1年間に生産された全ての財貨・サービスを生産者価格（生産者の事業所での市場価格）で評価したものであり、仕掛品や自家消費のための生産物も含む。この生産者価格に運賃・商業マージンを加えたものが購入者価格である。これら運賃、商業マージンは運輸業、卸売・小売業の産出額となる。</p> <p>なお、産出額の中には原材料等の中間財の価額が含まれたままであり、最終的に利用可能な財貨・サービスの価額という面からは中間財相当額が重複計上されていることになる。</p>
中間投入	<p>生産の過程で原材料、光熱燃料費、間接費等として消費された非耐久財及びサービスをいう。固定資産の維持補修等も含まれる。</p>
固定資本減耗	<p>生産の過程で生じる、建物や機械設備等の再生産可能な有形固定資産の減価分で、総生産の一部となる。</p> <p>建物や機械等の生産設備は、財貨・サービスの生産のために用いるという点において中間投入と同じだが、生産過程に投入されても全てが減耗するわけではなく、その一部が生産に伴い徐々に減耗するという点において中間投入とは異なる。固定資本減耗には、通常の減耗だけではなく、予想される陳腐化及び当然生ずる範囲の修理不可能な偶発事故による価値の損失も計上する。</p>
県内純生産	<p>県民経済計算における評価方法のひとつで、県内総生産から固定資本減耗を控除したものの。</p>
2. SNA分類による経済活動別就業者数及び雇用者数	<p>経済活動別の労働力投入量について就業者数及び雇用者数を推計したものだが、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いくつかの仕事を兼ねている者や2か所以上の事業所に雇用されている者は、それぞれの仕事あるいは事業所ごとに1人として計上する（1人を複数回数える）ため、国勢調査などの数値とは異なる。</li> <li>・就業時間の短いパートタイム労働者等についても、就業時間の多少による人数調整は行わず、フルタイムの労働者と同様に数えている。</li> </ul>
3. 総資本形成の構成（制度部門別）	<p>総資本形成は、主要系列表に示される民間、公的の別に加え、制度部門別の計数が表章される。これは、総固定資本形成と在庫変動について各々民間企業と公的企業の2つに区分され、民間については、さらに法人と家計（個人企業）に分けて表章される。</p>
4. 家計所得（個人企業を含む）	<p>家計（個人企業を含む）の制度部門別所得支出勘定の項目を組み替えることによって、家計所得（個人企業を含む）を把握する。</p>
5. 一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引	<p>地方政府である県と市町村、地方政府等により運営される地方社会保障基金（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）について集計を行うことにより、地方政府等が県民経済に果たしている役割を詳細に把握する。</p>
6. 社会保障負担の明細表（県民概念による家計及び雇主の負担）	<p>社会保障負担は、社会保障基金に対する負担金であり、雇主及び家計によるものを含む。この表においては、社会保障基金に属する制度ごとに雇主及び家計の負担を表章する。</p>
7. 一般政府から県民ベースによる家計への移転の明細表	<p>社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）、特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われるその他の社会保険非年金給付（退職一時金の一部、公務災害補償等）及び社会扶助給付（生活保護費、恩給等）を、制度ごとに詳細に表章する。</p> <p>また、現物社会移転（市場産出の購入）（医療、介護の公的保険負担分等）と現物社会移転以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連政策を詳細に把握することが可能となる。</p>

推 計 方 法	資 料
各計数については、生産・分配系列の該当箇所の解説を参照。	
民間最終消費支出…(1)家計最終消費支出+(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	
中間投入額は、中間投入比率として国計数を準用しない場合は、得られた中間投入額からソフトウェア額を控除し、FISIM消費額を加算する。	
<p>【市場生産者及び非市場生産者（非営利）】            経済活動別固定資本減耗額            …経済活動別産出額×国の経済活動別固定資本減耗比率</p> <p>国の経済活動別固定資本減耗比率            …国の経済活動別固定資本減耗／国の経済活動別産出額</p> <p>【非市場生産者（政府）】            経済活動別固定資本減耗額            …経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）×国の経済活動別固定資本減耗比率</p> <p>国の経済活動別固定資本減耗比率            …国の経済活動別固定資本減耗／国の経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）</p>	内閣府資料
<p>市場価格表示の純生産            =総生産－固定資本減耗            =雇業者報酬＋営業余剰・混合所得＋生産・輸入品に課される税－補助金</p> <p>要素費用表示の純生産            =市場価格表示の純生産－（生産・輸入品に課される税－補助金）</p>	
<p>就業地ベース（県内概念）の就業者数及び雇業者数については、国勢調査の産業別就業者数を用い、雇業者及び役員に二重雇用比率を掛け、国勢調査の従業地集計結果による県外流出入者数を加減（県民概念から県内概念への組替）した後、SNA分類に組み換える。</p> <p>常住地ベース（県民概念）の就業者数及び雇業者数            =SNA分類組替後の就業地ベース（県内概念）の就業者数及び雇業者数            ×SNA分類組替前の常住地ベース（県民概念）の就業者数及び雇業者数            ÷SNA分類組替前の就業地ベース（県内概念）の就業者数及び雇業者数</p>	国勢調査、内閣府資料、経済センサスなど
<p>家計所得            …県民雇業者報酬＋個人企業所得＋家計の財産所得（純）＋社会保障給付＋経常移転（純）</p>	